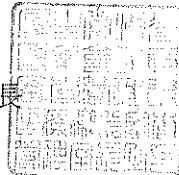




薬食機発第 1121001 号  
平成 20 年 11 月 21 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課  
医療機器審査管理室長



### 医療機器の治験に係る文書又は記録について

医療機器の治験に係る文書又は記録（以下「治験に係る文書等」という。）については、平成 17 年 7 月 20 日付け医療機器審査管理室事務連絡「医療機器の臨床試験の実施の基準に係る必須文書について」により、その例を示しているところです。

先般、「治験のあり方に関する検討会」（座長 池田康夫 慶應義塾大学医学部長）の報告書を踏まえて、医薬品の治験に係る文書等のさらなる整理合理化が行われたところですが、医療機器の治験に係る文書等についても同様の整理合理化を検討し、別添のとおり「医療機器の治験に係る文書又は記録」一覧の例を作成しましたので、下記に御留意の上、業務の参考として、貴管下関係業者及び医療機関等に対して周知いただきますようご配慮願います。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本医療機器産業連合会会长、在日米国商工会議所医療機器・IVD 小委員会委員長及び欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長あて送付することとしています。

#### 記

1. 治験に係る文書等は、別添の「文書の名称」欄ごとに文書等を作成することを基本とするが、必要な記録等が適切になされるのであれば、これに限定するものではないこと。
2. 実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師の間の文書のやりとりを行う必要はないこと。また、この場合にあっては、治験依頼者と実施医療機関の長及び治験責任医師の文書のやりとりについては、肩書きを連記することによって一の文書として差し支えないこと。

(別添)

## 「医療機器の治験に係る文書又は記録」一覧について

治験関係者は、治験を実施する際には、「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成17年厚生労働省令第36号)(以下、「医療機器GCP省令」という。)をはじめとする関係法規等を遵守し、被験者の保護及び治験の信頼性を確保しなければならない。

「医療機器の治験に係る文書又は記録」一覧で示す文書等は、治験の実施及び得られたデータの質を個々にかつまとめて評価することを可能にする治験実施の過程の記録であり、文書等を作成し保存しておくことによって、治験の手順の確認、治験の適切な管理及び関係法規等の遵守状況の確認に役立つものである。

「医療機器の治験に係る文書又は記録」一覧は、その文書等が作成される治験の段階に対応して、第I部：治験開始前、第II部：治験実施中、第III部：治験の終了又は中止・中断後の3つの段階に分けて、それぞれの文書等に含まれる内容とその説明及び保存場所を示している。

なお、治験に係る文書等は、規制当局による調査又は治験依頼者若しくは自ら治験を実施する者の監査担当者による監査等の対象となり得るものであり、それに対応できるように整理しておく必要がある。

(参考) 別添で示している文書数は60である。

注1： 一連の文書等が治験の異なる段階で作成されることがあるが、本一覧では最も早く作成される時期に合わせて記載した。なお、本一覧において、治験依頼者とあるのは、治験の依頼をしようとする者を含む場合がある。また、実施医療機関及び自ら治験を実施する者等についても同様である。

注2： 保存場所の「○」は、治験に係る文書等を整理合理化して保存する場合の保管場所を示した。

注3： 薬事法施行規則及び医療機器 GCP 省令に基づき、実施医療機関の長及び治験責任医師等が実施医療機関で保存する文書等全てを示した。

注4： 実施医療機関で保存する文書等のうち、自ら治験を実施する者が保存するものとそれ以外の者が保存するものとを分けて示した。治験責任医師として保存すべき文書等は医療機関が保存すべき文書等に含めた。実施医療機関の長が正本を保存し、治験責任医師が写しを保存する場合は、「○(正及び写)」のように記載した。

注5： 医療機器 GCP 省令の関連条文を示した。なお、治験の依頼をしようとする者による治験と自ら治験を実施しようとする者による治験で医療機器 GCP 省令の関連条文が異なる場合には、それぞれ「企業」又は「医師」と付した上で関連条文を示した。

第一部：治験開始前(注1)

文書の種類	概要	保存場所(注2)
文書の名称	当該文書に含まれる事項 〔関連条文〕(注5)	治験依頼者による 治験 自ら治験を実施する 者による治験 自ら治験 を実施する者 自ら治験 を実施する者
1. 治験審査委員会に関する文書	<p>1.1 治験審査委員会の設置記録 〔第46条〕</p> <p>1.2 治験審査委員会の運営に関する文書 〔第47条〕</p> <p>1.3 実施医療機関外治験審査委員会の委員名簿及び標準業務手順書 〔第49条〕</p>	<p>実施医療機関の長又は营利を目的としない組織・団体の長が、治験審査委員会(同事務局を含む。)を設置したことを示す記録。</p> <p>治験審査委員会の運営の手続き及び記録の保存に関する事項を定めた文書(標準業務手順書)。</p> <p>実施医療機関の長が、自ら又は共同で設置した以外の治験審査委員会に意見を求める場合、当該治験審査委員会から入手する文書。</p>
2. 治験審査委員会の設置者が保管する記録	<p>2.1 治験審査委員会の設置者が保管する記録 〔第53条〕</p> <p>1) 委員名簿(資格、職業及び所属を含む。) ・治験審査委員会委員の指名記録 〔第47条〕</p> <p>2) 提出された文書(第51条参考) ・治験審査委員会の治験の実施状況調査記録 〔第47条〕</p> <p>3) 会議の議事要旨 ・治験審査委員会の継続審査記録 〔第47条〕</p>	<p>治験審査委員会の設置者が、規制当局の要請に応じて提示できるように保存する文書。</p> <p>治験審査委員会の設置者が治験審査委員会の委員を指名したことを示す記録。</p> <p>必要に応じて、治験審査委員会が治験の実施の実施状況調査結果を示す記録。</p> <p>治験審査委員会が、実施中の治験について適切に実施的に継続的に審査したことを示す記録。</p>

第Ⅰ部：治験開始前(注1)

文書の種類		概要		保存場所(注2)	
文書の名称	当該文書に含まれる事項 【関連条文】(注5)	医療機関 (注3)	治験依頼者	治験依頼者による治験を実施する者による治験	自ら治験を実施する者(注4)による治験
3.実施医療機関の実験の実施に関する手順書 【第55条、第57条】	3.1 実施医療機関の治験の実施を含む。)を定めた文書。	○	○		
1) 治験事務局の業務内容に関する文書 【第57条】	実施医療機関の長が治験事務局の業務内容を定めた文書。				
2) 治験機器管理者の指名記録 【第58条】	実施医療機関の長が治験機器管理者を指名した記録。				
3) 実施医療機関における記録 保存責任者の指名記録 【第61条】	実施医療機関の長が、実施医療機関において保存すべき治験に係る文書等について、それぞれの記録(文書を含む。)毎に保管責任者を指名した記録。	○	○ (正及び 写)		
4.実施医療機関の長が指名した治験分担医師及び治験協力者のリスト 【第55条】	4.1 実施医療機関の長が指名した治験分担医師及び治験協力者のリスト。治験責任医師が作成し、これに基づき実施医療機関の長が指名したもの。				
5.実施医療機関の長が治験審査委員会に意見を求める文書 【第49条】	実施医療機関の長が治験審査委員会に治験の実施について意見を求めた文書。	○	○		

## 第1部：治験開始前(注1)

文書の種類		概要		保存場所(注2)	
文書の名称	当該文書に含まれる事項 【関連条文】(注5)	治験依頼者 治験 治療	自ら治験を実施する 者による治験	医療機関(注4) 自ら治験を実施する者	医療機関(注4) 自ら治験を実施する者
文書の名称	当該文書に含まれる事項 【関連条文】(注5)	医療機関 (注3)	治験依頼者 (写)	○	○(写)
6. 治験審査委員会の通知文 の意見に係る通知 文書	6.1 治験審査委員会が治験の実施について実施医療機関の長に通知する文書。本文書の写しは、実施医療機関の長の指示、決定に開示する者とともに治験責任医師、治験依頼者又は自ら治験を実施する者に通知される。 なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師との間の文書のやりとりには、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記して文書を行う必要はないこと。この場合にあっては、治験審査委員会[は、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記すること。	○ (正及び 写)	○	○	○(写)
	1) 治験審査委員会の名称と所在地が記された文書 【第55条】	○	○	○	○
	2) 治験審査委員会の構成と活動に関する文書 【第55条】	○	○	○	○
	6.2 治験依頼者又は自ら治験を実施する者が実施医療機関の長から入手する文書 【第51条】	○	○	○	○
	1) 審査された医療機器GCP省令に規定する文書 【第55条】	○	○	○	○

## 第一部：治験開始前(注1)

文書の種類	概要	保存場所(注2)	
文書の名称	当該文書に含まれる事項 「関連条文」(注5)	治験依頼者による治験 治験依頼者 医療機関(注3)	自ら治験を実施する 者による治験 治験依頼者 医療機関(注4)
6.3 治験審査委員会の治験の継続に関する通知文書 ・承認文書 ・修正条件付き承認文書 ・既承認事項の取消しに関する文書 [第51条]	治験審査委員会が実施中の治験の継続に関して、実施医療機関の長に通知したこととを示す文書。本文書の写しは、実施医療機関の長から7.2治験の継続に関する実施責任医師、治験依頼者又は自ら治験を実施する文書とともに治験責任医師、治験依頼者又は自ら治験を実施する者に通知される。 なお、実施医療機関の長と治験責任医師との間の文書のやりとりには、実施医療機関の長と治験責任医師との間の文書のやりとりを行う必要はないこと。この場合には、治験審査委員会は、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記して文書を通知すること。	○ (正及び 写)	○ (写)
7.実施医療機関の長の指示、決定に関する文書 [第51条]	実施医療機関の長が、治験審査委員会の決定に基づく実施医療機関の指示、決定を、治験依頼者及び治験責任医師、又は自ら治験を実施する者に通知する文書。 ただし、治験審査委員会の決定と実施医療機関の長の指示が同じである場合には、6.1治験審査委員会の通知文書に実施医療機関の長が記名捺印又は署名することで本文書に代えることができる。	○ ○	○ ○
7.2 治験の継続に関する実施医療機関の長の指示、決定に関する文書 [第51条]	実施医療機関の長が、治験審査委員会の決定に基づく実施医療機関の指示、決定を、治験依頼者及び治験責任医師、又は自ら治験を実施する者に通知する文書。 ただし、治験審査委員会の決定と実施医療機関の長の指示が同じである場合には、6.3治験審査委員会の治験の継続に関する通知文書に実施医療機関の長が記名捺印又は署名することで本文書に代えることができる。	○ ○	○ ○
8.治験責任医師及び治験分担医師の履歴書等の文書 [第62条]	治験責任医師が要件を充足していることを示した履歴書その他の文書及び治験分担医師の履歴書。	○ ○	○ ○

第1部：治験開始前(注1)

文書の種類	概要	保存場所(注2)			
		治験依頼者による 治験	自ら治験を実施する 者による治験	医療機関(注3)	医療機関(注4) 自ら治験 を実施す る者
文書の名称	当該文書に含まれる事項 〔関連条文〕(注5)				
9.記名捺印又は署 名した治験実施計 画書又はそれに代わ る文書(改訂版を含む。)	9.1 記名捺印又は署名した治 験実施計画書又はそれに代わ る文書(改訂版を含む。) 〔企業：第7条、医師：第18条〕	治験依頼者と治験責任医師が治験実施計画書の内容(改訂版を 含む。)及びこれを遵守して治験を実施することについて合意した ことを示すため治験依頼者と治験責任医師が記名捺印又は署名 したもの。自ら治験を実施する者による治験では自ら治験を実施する者 が作成し、実施医療機関の長及び自ら治験を実施した治験実施計画書又はそれに代わる文書 (改訂版を含む。)。	○	○	○
		1) 医学等専門家の指名記録 〔企業：第4条、医師：第16条〕 2) 審査下の治験機器の割付 (コードの開封手順書 〔企業：第24条、医師：第35条〕 3) 症例報告書の変更又は修 正の手引き書 〔企業：第4条、医師：第16条〕 4) 治験調整医師の選定、治験 調整委員会の設置に関する記 録 〔企業：第26条、医師：第37条〕 5) 治験調整医師、治験調整委 員会及び治験責任医師の責 務に関する文書 〔企業：第26条、医師：第37条〕 6) 評価の統一基準の遵守方 法に関する説明文書 〔企業：第26条、医師：第37条〕	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が適格な医学等の専門家 を含む専門的知識を有する者を指名した記録。 緊急時に、当該治験機器がどの機器であるかを直ちに識別でき、 かつ盲検性が破られたことを検知できる方法を示す文書。 症例報告書の変更又は修正に応じて、治験依頼者 又は自ら治験を実施する者が症例報告書の作成及び変更又は修 正を行う治験責任医師、治験分担医師及び必要に応じて治験協 力者に提供するもの。 治験依頼者又は自ら治験を実施したことを示す記録。 治験調整医師を選定する者は治験調整医師を選定又 は治験調整委員会を設置した場合、治験 依頼者又は自ら治験を実施する者がそれらの責務を治験開始前 に文書で定めたことを示す文書。 多施設共同治験が必要な場合、全ての治験責任医師に対し、臨 床 上及び検査上の所見の評価に関する統一基準の遵守方法に ついて説明した文書。	○	○

第1部：治験開始前(注1)

文書の種類		概要		保存場所(注2)	
文書の名称	当該文書に含まれる事項 〔関連条文〕(注5)	治験依頼者による治験 (注3)	自ら治験を実施する 者による治験 (注4)	医療機関 (注3)	治験依頼 者 医療機関 自ら治験 を実施す る者 医療機関 自ら治験 を実施す る者
7)モニターの指名記録 〔企業：第29条、医師：第40条〕	治験依頼者が治験を実施する者がモニターを指名した記録。				
10.同意文書及びその他の説明文書(改訂版を含む。) 〔企業：第9条、医師：第20条、共通：第71条、第74条〕	10.1 同意文書及びその他の説明文書(改訂版を含む。) 〔企業：第9条、医師：第20条、共通：第71条、第74条〕 11.治験依頼者又は自ら治験を実施する者の標準業務手順書	治験責任医師が治験依頼者の協力を得て作成した文書(修正又は改訂版を含む。) 自ら治験を実施する者による治験では自ら治験では改訂版を含む。) 作成した文書(修正又は改訂版を含む。) 治験に関する業務が医療機器GCP省令等を遵守して行われ、品質保証及び品質管理システムの履行、保持を保証するための標準業務手順書。	○	○	○
11.治験依頼者又は自ら治験を実施する者の標準業務手順書	11.1 治験依頼者又は自ら治験を実施する者の標準業務手順書	治験に係る業務が医療機器GCP省令等を遵守して行われ、品質保証及び品質管理システムの履行、保持を保証するための標準業務手順書。	○	○	(写)5)のみ (写)5)及び (写)6)のみ
〔企業：第4条、医師：第16条〕 1)データの品質管理に関する文書 〔企業：第4条、医師：第16条〕 2)治験関連業務割当て記録 〔企業：第4条、医師：第16条〕 3)治験実施計画書及び症例報告書の作成、改訂の手続きに関する記録 〔企業：第4条、医師：第16条〕	治験に関連する全てのデータの信頼性とその適正な処理を保証するためにデータの取扱いの各段階に品質管理を適用するためのもの。 治験依頼者又は自ら治験を実施する者が治験に関連する全ての業務を確定し、適格な者に割り当てることを示す記録。 治験依頼者又は自ら治験を実施する者が、治験実施計画書、症例報告書を作成、改訂する手続き、並びに当該治験の倫理的及び科学的妥当性が裏付けられれていることを保証するための手続きに関する記録 に關する記録 〔企業：第4条、医師：第16条〕	治験に関連する全てのデータの信頼性とその適正な処理を保証するためにデータの取扱いの各段階に品質管理を適用するためのもの。 治験依頼者又は自ら治験を実施する者が治験に関連する全ての業務を確定し、適格な者に割り当てることを示す記録。 治験依頼者又は自ら治験を実施する者が、治験実施計画書、症例報告書を作成、改訂する手続き、並びに当該治験の倫理的及び科学的妥当性が裏付けられれていることを保証するための手続きに関する記録 に關する記録 〔企業：第4条、医師：第16条〕	○	○	○

## 第1部：治験開始前(注1)

文書の種類	概要	保存場所(注2)	
		治験依頼者による 治験	自ら治験を実施する 者による治験
文書の名称	当該文書に含まれる事項 〔関連条文〕(注5)	医療機関 (注3)	医療機関(注4) 自ら治験 を実施す る者
	4) 電子データ処理システムの バリデーション等に関する記録 〔企業：第34条、医師：第45条〕	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が、電子データ処理システムを用いる場合、下記事項を行ふことを示す記録。 1) 当該システムの完全性等を保証し、文書化していること 2) 標準業務手順書を整備すること 3) データ修正の履歴が残せるようデザインされていること 4) データのセキュリティシステムを保持し、バックアップを適切に 行うこと 5) データ修正者名簿を作成、管理すること	
	5) 治験依頼者又は自ら治験を実施する者が指名した者によって行 われる症例報告書の変更又は修正に関する手順書。		
	6) 健康被害の補償に関する治 験依頼者又は自ら治験を実施 する者の手順書 〔企業：第14条、医師：第23条〕	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が、被験者の健康被害の 治療に要する費用その他の損失を補償するための手順を定めた 文書。	
	7) モニタリングに関する標準 業務手順書 〔企業：第29条、医師：第40条〕	モニタリングに関して治験依頼者又は自ら治験を実施する者が確 定した標準業務手順書。	
	8) 監査手順書 〔企業：第31条、医師：第42条〕	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が監査の対象、方法及び 頻度並びに監査報告書の様式と内容を記述した監査手順書。	
12) 検査の基準値及 びその範囲(修正 又は改訂版を含 む。)	12.1 検査の基準値及びその範 囲(修正又は改訂版を含む。) 〔企業：第4条、医師：第16条〕	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が記載されている医学的検査、臨床検査等の基 準値を示す記録(最新の基準値及びその範囲並びにこれらの数 値の改訂時期を示す記録も含む。)。	○ ○ ○ ○

## 第一部：治験開始前(注1)

文書の種類	概要	保存場所(注2)	
		治験依頼者による治験 自ら治験を実施する者による治験	医療機関(注4) 自ら治験を実施する者
文書の名称	当該文書に含まれる事項 〔関連条文〕(注5)	医療機関(注3) 治験依頼者	医療機関(注4) 自ら治験を実施する者
13.効果安全性評価委員会 委員会	13.1効果安全性評価委員会 〔企業：第27条、医師：第38条〕 1)標準業務手順書 ・効果安全性評価委員会の設置に関する記録 2)会合の記録	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が作成した標準業務手順書及び全ての会合の記録。 治験依頼者又は自ら治験を実施する者が設置したことを示す記録。	○
14.治験責任医師及び実施医療機関の選定に関する記録	14.1治験責任医師及び実施医療機関の選定に関する記録 〔第6条〕	治験依頼者が、治験を適切に実施医療機関を選定したことを示す記録。	○
15.治験計画届書(控)	15.1治験計画届書(控) 〔事業法施行規則第275条で準用する第269条〕	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が規制当局に治験計画届書を提出したことを示す記録。	○
16.治験依頼時又は治験の実施の承認の前に実施医療機関の前に提出した文書	16.1治験依頼時又は治験の実施の承認の前に実施医療機関の長に提出した文書 〔企業：第10条、医師：第21条〕	治験の依頼時又は治験の実施の承認の前に、治験依頼者又は自ら治験を実施する者が実施医療機関の長に提出した最新の文書。	○ ○ ○
17.治験機器の表示内容	17.1治験機器の表示内容 〔企業：第24条、医師：第35条〕	医療機器GCP命令を遵守して治験機器の表示が行われていることを示す記録(該当する場合には、盲検性が維持されることはその容器若しくは被包に記載されている内容がこれにあたる)。治験機器又はその容器若しくは被包に記載されている内容がこれにあたる。	○ ○
18.治験機器の製造記録	18.1治験機器の製造記録 〔企業：第25条、医師：第36条〕	治験機器が適切な製造方法及び品質管理の方法に従つて製造されたことを示す記録(設置にあたって組み立てが必要な治験機器についても、設置時ににおける管理記録も含む。)。	○
19.治験機器の品質試験成績	19.1治験機器の品質試験成績 〔企業：第24条、医師：第35条〕	治験機器が治験機器としての安定性等の品質を担保する規格に適合していることを示す記録及び治験機器の品質が治験期間中保証されていたことを示す記録又は文書。	○ ○

第1部 治験開始前(注1)

文書の種類	概要	保存場所(注2)	
		治験依頼者による治験	自ら治験を実施する者による治験
文書の名称	当該文書に含まれる事項 〔関連条文〕(注5)	医療機関(注3)	医療機関(注4)
20.無作為割付け原簿	20.1 無作為割付け原簿 〔企業: 第24条、医師: 第35条〕	○	○
21.治験機器の管理に関する手順書	21.1 治験機器の管理に関する手順書 〔企業: 第24条、医師: 第35条〕 1) 治験機器の使用方法その他の取扱方法を説明した文書	○	○
22.健康被害の補償措置に関する文書	22.1 健康被害の補償措置に関する文書 〔企業: 第14条、医師: 第23条〕 1) 中央モニタリングに定める手順書	○	○
23.当該治験に特有のモニタリングに関する手順書	23.1 当該治験に特有のモニタリングに定める手順書 〔企業: 第29条、医師: 第40条〕 1) 中央モニタリングに定めた手順書	○	○
24.モニタリング報告書	24.1 モニタリング報告書 〔企業: 第30条、医師: 第40条〕 1) 治験実施計画書案等の提供記録 [第7条]	○	○

第1部：治験開始前(注1)

文書の種類		概要		保存場所(注2)
文書の名称	当該文書に含まれる事項 〔関連条文〕(注5)	治験依頼者による 治験 の作成に必要な資料を提供したこととを示す記録(改訂する場合を含む。)	自ら治験を実施する 者による治験 の作成に必要な資料を提供したこととを示す記録(改訂する場合を含む。)	医療機関(注4) 自ら治験を実施する者
医療機関 (注3)	治験依頼 者			
2)同意文書等の作成に必要な資料の提供記録 〔第9条〕	治験依頼者が治験責任医師に同意文書及びその他の説明文書の作成に必要な資料を提供したこととを示す記録(改訂する場合を含む。)			
3)遵守を確保するための措置 に関する記録 〔企業：第4条、第30条、医師： 第16条、第41条〕	治験責任医師、実施医療機関、治験依頼者又は自ら治験をする者のスタッフが治験実施計画書、標準業務手順書、医療機器GCP省令等を遵守していない場合に、治験依頼者又は自ら治験を実施する者が遵守を確保するべく講じた措置の記録。			
4)モニタリング報告書の点検 とフォローアップに関する文書 〔企業：第30条、医師：第41条〕	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が、モニタリング報告書に關して行つた点検とフォローアップについて、治験依頼者又は自ら治験を実施する者が指名した者が文書化したもの(終了又は中止・中断後を含む。)。			
25.監査計画書 〔第31条、第42条〕	監査担当者が監査手順書に基づいて作成したもの。		○	○
26.開発業務受託機 関の標準業務手順 書	26.1開発業務受託機関の標準業務手順書 〔企業：第12条、医師：第22条〕	治験に関する受託業務が医療機器GCP省令等を遵守して行われ、品質保証及び品質管理システムの履行、保持を保証するための標準業務手順書。	○ (写)	○ (写)
	26.2健康被害の補償に関する文書 〔企業：第12条、医師：第22条〕	開発業務受託機関が、治験依頼者若しくは自ら治験を実施する者又は実施医療機関とともに当該受託業務による健康被害の治療に要する費用用その他の損失を補償するための手順を定めたことを示す文書。	○ (写)	○ (写)
	27.治験依頼者若しく は自ら治験を実施す る者又は実施医療 機関と開発業務受 託機 〔企業：第12条、医師：第22条〕	治験を実施する者又は自ら治験を実施する者又は実施医療機関と開発業務受託機関と契約したことを示す文書。	○ (写)	○ (写)

## 第一部・治験開始前(注1)

文書の種類	概要	保存場所(注2)	
		治験依頼者による治験	自ら治験を実施する者による治験
文書の名称 〔関連条文〕(注5)	当該文書に含まれる事項 〔は実施医療機関と治験施設支援機関との契約書 〔第59条〕〕	医療機関(注3) ○	医療機関(注4) ○
28.自ら治験を実施する者又は実施医療機関と治験施設支援機関との契約書	28.1 自ら治験を実施する者又は実施医療機関が、委託した業務に関することとを示す文書。	○	○
29.健康被害の補償に関する文書	29.1 健康被害の補償に関する治験施設支援機関の手順に沿うる文書 〔第59条〕	○	○
30.治験に関する合意文書	30.1 治験の契約書又は承認書 〔企業:第13条、医師:第21条〕  1) 治験に関するその他の合意文書 〔企業:第13条〕  30.2 治験に係わる費用に関する文書 〔企業:第13条、医師:第21条〕	○ ○ ○	(写) (写) (写)
31.治験機器概要書 (改訂版を含む。)	31.1 治験機器概要書(改訂版 〔企業:第8条、医師:第19条〕  ○	○ ○ ○	○ ○ ○

## 第1部：治験開始前(注1)

文書の種類		概要		保存場所(注2)	
文書の名称	当該文書に含まれる事項 〔関連条文〕(注5)	医療機関 (注3)	治験依頼者	治験依頼者による治験 を実施する者	自ら治験による治験 を実施する者
	1) 治験機器の原材料又は構成部品等を変更した場合の非臨床試験成績〔企業：第5条、医師：第17条〕				